

「AED 機能付き除細動器」導入のお知らせ



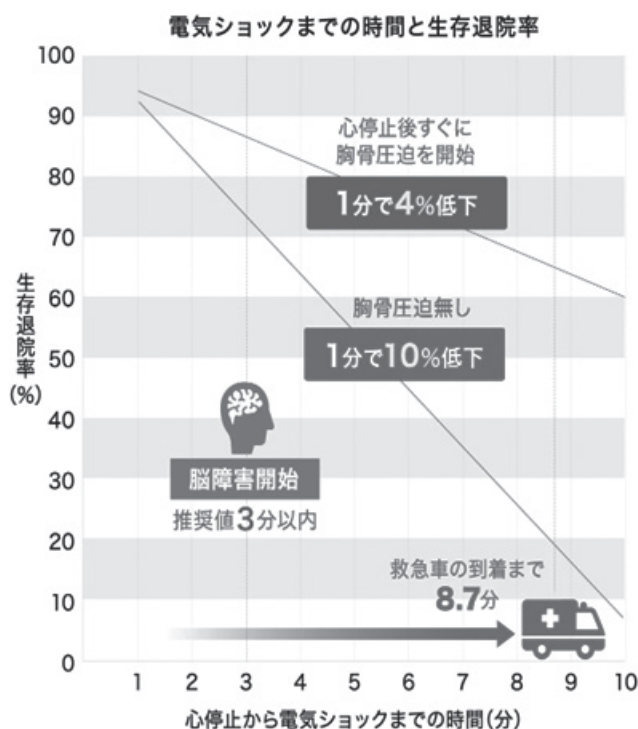
今月の病院だよりは臨床工学技士からのご案内となります。前回と前々回は、人工透析についてのお話をさせていただきました。この度は透析のお話ではなく、臨床工学技士のもう1つの業務でもあります「医療機器管理」についてお話をさせていただきます。

院内には人工呼吸器や透析機器、AEDやベッドサイドモニター、シリンジ・輸液ポンプなど、様々な医療機器が設置されております。これらの医療機器を患者様に安全かつ安心して使用ができるよう、日々、定期点検を行っております。また、定期点検を行うことにより修理費の削減や医療機器の使用年数を延ばすことにもつながります。医療機器はどれも高価な物ばかりです。したがって、限られた財源の中で病院運営をしていく上で、定期点検を行うことはとても意義のあることだと考えております。

さて、前置きが長くなってしまいました。今回は令和5年4月6日に救急外来に新たに設置されました「AED機能付き除細動器」に焦点を当て、お

話させていただきます。

今やAEDは、役場や学校、駅や映画館など至る所に設置がされており、医療従事者ではなくても使用ができるため、随分と身近な医療機器になったのではないのでしょうか。ご存じとは思いますが、AEDとは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。左のグラフのように、電気ショックが1分遅れていく毎に、



生存率もどんどん低下していきます。そのため我々病院スタッフは1分1秒たりとも無駄な時間が発生しないように、またスタッフ誰もが躊躇することなく正確に医療機器を使用できるように定期的に勉強会を行っております。今後も研鑽を続け、町民の皆様の救命に少しでも貢献できれば幸いです。

(文責 臨床工学技士 大弓浩明)



▲使用方法についての学習会の様子



◆お問い合わせ先◆ 天塩町立国民健康保険病院 ☎(2)1058